

通信指令関係

☆いつから消防・救急の電話は「119」番になったの？

火災通報用の専用電話は、大正6年に制度化され東京都内で始まりました。当時は交換局に「火事です」と告げて消防につなげてもらう手動交換方式でした。

現在のように自動交換方式となったのは大正15年からで、最初は一刻を争う時の番号であるため、ダイヤル時間の短い番号「112」番が使われていました。

しかし、間違い電話が絶えなかったため昭和2年に現在の「119」番に変更されました。

☆119番で病院案内をしていいですか？

119番は災害緊急通報用の専用回線です。緊急性のない病院の照会などで119番を利用されると、他の緊急通報に支障をきたし出動の遅れにつながる可能性があります。

緊急性がない病院の照会等の問い合わせは、一般電話(0996-52-0119)でお願いします。

☆携帯電話やIP電話でも119番をすることができますか？

携帯電話やIP電話からも局番なしの「119」で通報することができます。ただし携帯電話の場合、基地局の関係でその他の消防本部につながる場合があります。その際は、その消防本部からさつま町消防本部へ電話を転送してくれますので、落ち着いて係員の指示に従ってください。

☆救急車のサイレンを鳴らさないで来てほしいのですが？

消防車や救急車が緊急走行する場合、道路交通法により「サイレンを吹鳴し、かつ赤色の警光灯をつけなければならない。」と定められていますので、サイレンを鳴らさずに患者さんを搬送することはできません。ご理解とご協力をお願いいたします。